

## プロイセン改革とマルヴィッツ

大藤慎司\*・池谷文夫\*\*

(2006年11月30日受理)

### Preussische Reformen und F. A. Ludwig von der Marwitz

Shinji OOTOH\* und Fumio IKEYA\*\*

(Received November 30, 2006)

#### Zusammenfassung

#### Preußische Reformen und F. A. Ludwig von der Marwitz

Man sagt, daß die preußischen Reformen seit 1806 unter der Leitung von Stein und Hardenberg die Voraussetzungen für den Übergang von absolutistisch regierten Stände- und Agrarstaat zum bürgerlichen Verfassungs-, National- und Industriestaat des 19. Jahrhunderts schufen.

In dieser Abhandlung sind einige Folgerungen erlangt worden. Wie waren die Verhältnisse von den juristische, politische und finanzielle Stände des preußischen Adels mit den Reformen seit 1806. Der sogenannte Gegenreformer Ludwig von der Marwitz war kein Reaktionär gegen dem Liberalismus, sondern der Vorkämpfer ums Dasein des preußischen Adels, der seinen Lebensunterhalt mit seiner Gutswirtschaft und Offiziergenehmigung erworben hatte.

Aus dieser Abhandlung (die Kapitel: Adelskrise und L. von der Marwitz, Militärreform und L. von der Marwitz, Konflikt von Hardenberug und L. von der Marwitz) ergibt sich, daß L. von der Marwitz auf den preußischen Konservatismus der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts wirklich größeren Einfluß hatte.

#### はじめに

昨年、本紀要に掲載された「18, 19世紀のプロイセン貴族(以下、前論文と略記)」は同時代のプロイセン貴族のおかれた法的・政治的・財政的諸状況を整理することに一定の寄与を見た。それに続

---

\* (株) 中萬学院 CG 啓明館保土ヶ谷スクール講師

\*\*茨城大学教育学部社会科教育講座(〒310-8512 水戸市文京 2-1-1; Social Studies Education, College of Education, Ibaraki University, Mito, Ibaraki 310-8512, JAPAN)

く本論文においては、前論文において確認された状況が1806年以降プロイセンで展開されるシュタイン・ハルデンベルク改革にどのような影響を及ぼしているのか、また、改革への反動が同論文で述べているようにプロイセン貴族のおかれた状況に対してのものであったのであれば、改革に対する反動は今まで言われてきたような自由主義的運動・改革に対する圧力というのではなく、まさにプロイセン貴族の生存そのものを賭した戦いだったのではないか。その点を明確にするため、本論文ではシュタイン・ハルデンベルクの改革を貴族・身分制という点を主に検証すると共に、反動側のオピニオン・リーダーであったフリードリヒ・アウグスト・ルードヴィヒ・フォン=デア=マルヴィッツ(Friedrich August von der Marwitz 1777-1837)とハルデンベルクの対立を検証することで、反動の実態を理解するために一つの貢献を為せればと考えている。

## 第1章 貴族の危機とマルヴィッツ

前論文において述べたように、18世紀末までに至るまでのプロイセン貴族は、政治的・財政的・法的にかなり追い詰められた状況にあった。この状況は1800年代に入ると更に加速する<sup>1)</sup>。

まず、1800年代に入るとプロイセン領内においては土地評価額の増大が生じた。これは1794年のプロイセン一般ラント法の施行により、土地取引が貴族のみではなく、市民にも開放されたためとされている。土地評価額の総額は、例えばクールマルクにおいては1800年に約1300万ターラーだったものが、翌年には約3400万ターラーにまで増大している。その実例として、以下にある領地の年毎の所有者とその購入額の変化を1800年から1804年まで追った表1を提示するが、実際、このように年を追うごとに評価額は増大していることになる。

表1：1800年から1804年にかけてのストルコウの城付き領地の毎年の所有者と購入額<sup>2)</sup>

Table1 : das große Burglehen zu Storkow wechselte von 1800 bis 1804, die Besitzer und Erwerb Menge

年度	所有者	購入額
1800年	フォン=トレスコウ氏	12000Rt1
1801年	ヴァイセ氏	13255Rt1
1802年	フォン=オッペルン氏	15150Rt1
1803年	ベルリンの銀行員, フォン=デア=ラーレ氏	15000Rt1
1804年	クロゼック氏	22000Rt1

しかし、この時期にプロイセンの土地の生産性が増大した可能性も無視できない。土地からの収益が増大したことに伴う土地評価額の増大という可能性もある。けれども、以下にフォン=デア=マルヴィッツ家領フリーデルスドルフ(ノイマルク・キュストリン近郊)の1803年から1822年に至る財政収支についてのデータを表2として提示するが、収益の土地評価額の2.5倍もの増大をもたらすような増収は確認できない。以上から、この時期の土地評価額の増大は、まったくの泡沫経済状態にあったと結論することができる。

表 2 : 1803 年から 1822 年にかけてのマルヴィッツ家領フリーデルスドルフの財政収支<sup>3)</sup>

Tabelle 2 : Gutswirtschaft Friedersdorf 1803/04-1821/22

年度	領地収入	基本税	財産税	軍税	地代	建築費	年別収支
1803/1804	-554	102	0	0	4292	0	-4949
1804/1805	6873	102	0	0	5276	0	1495
1805/1806	3284	102	0	382	5234	0	-2466
1806/1807	6593	102	0	4710	3599	537	-2374
1807/1808	6555	102	0	2300	5018	0	-865
1808/1809	8585	102	0	2401	4478	0	1604
1809/1810	5995	102	0	1036	8117	0	-3261
1810/1811	3364	289	0	234	4263	0	-1421
1811/1812	4380	281	0	653	4306	0	-860
1812/1813	4516	285	0	1036	2409	0	785
1813/1814	7361	269	0	1376	3025	0	2692
1814/1815	3463	306	0	85	3864	0	-793
1815/1816	8533	252	31	349	4404	0	3462
1816/1817	7012	284	58	0	4827	2826	-983
1817/1818	8910	330	0	1208	3566	1019	3868
1818/1819	5386	352	137	51	3600	0	1247
1819/1820	5760	1540	0	0	3481	0	783
1820/1821	8401	910	0	0	3549	0	3943
1821/1822	4965	867	0	0	3591	172	335
1803-1822	109382	6679	226	15821	80899	4554	2242

単位は Rt1(T)・ターラー

また、表 2 から判明することがいくつかある。プロイセン貴族の 1 年の生活費がどれくらいのものかは判然としないが、当時の王族の 1 年の生活費がおよそ 10000 ターラーであったことは前論文で述べたとおりである。しかし、表 2 の示す年別収支の平均額は、1 年あたり約 100 ターラー程の収入であり、この収入だけではとても生活できる程の金額ではない。裕福な貴族、例えば表にも示したフォン＝デア＝マルヴィッツ家の場合は、ノイマルク、クライス＝レプス、及びクライス＝フリーデベルクの 7%もの領地が他に存在し<sup>4)</sup>、それほどの広さの領地ならば、この財政収支を補填することも可能であると思われるが、中小の貴族にとって、この財政収支の状況は、他に何らかの収入を見つけることを必要とさせる。そのためにまさに、軍事官職こそがその道筋であったことは間違いないと思われる。この事は二つの状況を我々に提示する。第一に、一領地での損失を他領地での収入によって補填できる可能性がある大貴族は、こうした土地及び金銭的問題に縛られる事なしに行動が可能であったろう事、第二に、中小の貴族は土地問題に縛られるが故に、土地及び金銭

的に行動が束縛されるであろう事である。まさにこの二つの貴族の状況こそが、プロイセン改革において、貴族の行動に二つの形式——改革への賛同と改革への反動——を見る原点なのである。

こうした状況の中、プロイセンは1806年にフランスと開戦、イエナ及びアウエルシュテットの会戦で敗れ、旧来の体制からの変革を目指し、改革に乗り出した。所謂シュタイン・ハルデンベルクの改革だが、この改革に反動派の一人として、そしてそのオピニオン・リーダー的存在として強く改革に反抗したのが、フリードリヒ・アウグスト・フォン＝デア＝マルヴィッツ(Friedrich August Ludwig von der Marwitz 1777-1837., 以下ルードヴィヒと略記)である<sup>5)</sup>。

彼は1777年にプロイセンの大貴族のうちの一家、マルヴィッツ家の総領として生を受けた。近衛胸甲騎兵連隊の下士官(Comet)を皮切りに軍務を開始し、尉官昇進後、ベルリンの大学へ留学した。ベルリンではベルリン軍医学校哲学教授ヨハン・ゴットフリート・キーゼヴェッターJohann Gottfried Kieseewetter からカント哲学を(なお、クラウゼヴィッツも同様の道筋を辿っている)、ハルトゥング教授から戦史を教授されている。その後、軍にもどった彼は少佐として1806年のアウエルシュテットの会戦に参加している。最終的には陸軍中將に任命された。なお、陸軍少將に任命されたのは39歳の時で、これは平均よりもかなり若い<sup>6)</sup>。

彼の属するフォン＝デア＝マルヴィッツ家は、ブランデンブルク＝プロイセンの地に長く続くユンカーの家系で、一族からは多くの軍人を輩出している。ヴェストファリア条約以後、第1次世界大戦までを鑑みても、一族からは15人の将軍を輩出する名門の家系であった<sup>7)</sup>。マルヴィッツ家の記録によると、同家は1259年にブランデンブルク選帝侯領に授封されたのが始まりである。領地は主としてノイマルク、特にフランクフルト・アン・デア・オーデル北方のクライス＝レブス及びフリーデベルクなどを中心としており、また、ノイマルクのラントタークにおいては大きな影響力をもち、プロイセンでは大貴族の部類に入る家系である<sup>8)</sup>。このように、ルードヴィヒの経歴はまさにユンカー将校そのものと言えるが、大学留学時代にシャルンホルストGerhard von Scharnhorstと親しく付き合い、ルードヴィヒの妻フランツィスカはクラウゼヴィッツ夫人マリーの妹にあたり、グナイゼナウNeidhardt von Gneisenauとも親しく手紙を交換するなど、公的私的双方の交流も改革派に近い人物であった<sup>9)</sup>。

これは、当時のプロイセン大貴族層においては珍しいことではない。例えば王妃のサロンに所属し、改革派に近い立場であった詩人かつジャーナリストのハインリッヒ・フォン＝クライストHeinrich von Kleistはポンメルンを基盤とする大貴族クライスト家の一員であり、彼はハルデンベルクの部下として財務省に勤務していた経歴がある<sup>10)</sup>。同様に、東プロイセンの大貴族で、改革派将校の一人でもあったフリードリヒ・ツー＝ドーナ＝シュロビッテン伯爵Friedrich Graf zu Dohna-Schlobittenはシャルンホルストの教え子にして女婿であり<sup>11)</sup>、また、同じサロンに属していたロマン派文学者アヒム・フォン＝アルニムAchim von Arnimはクールマルクの大貴族アルニム伯爵家の一員であった。特に、ポイツェンブルク伯爵フォン＝アルニム家は、当主のフリードリヒ・アブラハムFriedrich Abraham Graf von Arnim-Boitzenburgからして既に改革派の一員であり、シュタインHeinrich Friedrich Karl Freiherr von Stein zum Altensteinとの密接な関係を保持していたのである<sup>12)</sup>。プロイセンを構成する主要マルクのうち4つのマルクにおいて、そのマルク最大級の貴族が改革派に近い立場であったことは偶然とは言えない。この事実を目にすると、大貴族の方が却って改革に好意的ではなかったのか、という仮説が立てられるだろう。如何にシュタインやハ

ルデンベルク Karl August Fürst von Hardenberg が王から多大な権力を与えられ、改革にその力を振るおうとも、彼らは所詮外国人であり、改革を進め、それなりの成果をあげるためには、どうしてもプロイセン貴族に協力者を見出さなくてはならないからだ、とも考えられる。なおかつここで興味深いのは、改革派と同じ教養を持つルードヴィヒが、改革派に立たずに反動の立場にたっていることであろう。

さて、それでは彼がどのようにして改革派に抗していったのか。それを彼の行動を追う形で見てゆくことにしたい。

## 第2章 軍制改革とマルヴィッツ

第1章では、プロイセンで1800年代以降進行した貴族の危機の実情がどのようなものであるかについて、土地投機と貴族の実収入との両面からアプローチした。内政的にはそのような状況の下に改革が始まることになるが、その改革に抗したマルヴィッツという人物がどのような経歴を持ち、マルヴィッツ家とはプロイセンにおいて一体どのような位置にある貴族であったのかについて見る事が出来たように思う。

第2章においては、軍制改革とマルヴィッツの関係を検証することで改革と身分制との軍事における関係を追求し、また、前論文で指摘したように、プロイセン貴族にとってこの上なく重要なポストである軍将校職を主として検証する。

1806年から始まった軍制改革の基本的な目標は、同年のイエナ・アウエルシュテットの会戦の敗北をその発端としたものであり、ティルジット条約による制限下でどのように軍を温存し、かつ、ナポレオンに勝利しうる戦力を構築するかにあった。けれども、軍に関する改革それ自体の提唱は、既に1801年から始まっていた。日本でも、その中核がシャルンホルスト、グナイゼナウであったことは既に広く紹介されている<sup>13)</sup>。軍制改革の目標は基本的には3件あり、国民軍の創設(徴兵制の導入と軍経営費の節減)、新しい軍隊管理システムの模索(参謀本部の創設)、将校における身分差別の撤廃である。特に、将校における身分差別の撤廃は、前二者の前提条件となるため、シュタインとハルデンベルクも官僚職との兼ね合いで深く関係する事となる。

前論文でも述べているように、プロイセン貴族にとって、軍の将校職は自らの生存に大きく関わる存在であった。重税によって貧窮する貴族の家計は、将校職の高額年収によって補填されていたのである。そのため、改革派が将校職の身分差別撤廃に動くことは、即ち、プロイセン貴族の生存の道を狭める事に繋がるのである。また、改革派将校の主要人物、さらには改革派自体が外国人中心であったことは、プロイセン貴族の抱える問題について、その切実さを理解せずに改革を推し進め、ルードヴィヒらの反対や改革後の反動を招いたともいえるのである。この認識に基づき、本節においては、将校における身分差別撤廃とそれに関わる事項を念頭において議論を進めてゆくこととする。

まず、改革派の推進した将校任用における身分差別撤廃には、ハルデンベルクが深く関与していた。彼はプロイセンがナポレオンに敗れ、王室と共に退去していたロシア帝国領ラトヴィアのリガで1806年に『リガ覚書』というものを残している。これに基づき、後に起草され裁可されたのが、

『1808年8月6日勅令』である。内容は「将校の地位は今後、平時には知識と教養の水準により、戦時には並外れた勇敢と迅速な判断力により与えられる。従ってこうした資格や能力を持つ全ての者に軍隊内の最高の名誉ある地位が与えられる。従来存在した社会的身分による優遇は一切廃止され、各人がその社会的背景に関わりなく同じ義務と同じ権利をもつ<sup>14)</sup>」というもので、ナポレオン=フランス軍に対抗できる軍を建設するという大義名分の下、改革が軍をその主たる対象とする事がここに明らかにされたのである。

この勅令の結果、将校の任用における不平等は表向き撤廃された。末川清氏はこの事項に関し、Gordon A. Craig を引いて貴族の優位性の残存を説くが、これを単純に理解するわけにはいかない<sup>15)</sup>。その優位性のあり方にこそ、大きな問題が横たわっていたのである。以下にプロイセン軍の改革期前後の各連隊(選択に関しては各兵科・兵種から無作為にデータを抽出——資料については出来る限り同じ連隊のものを使うようにした)における、将校中の貴族数についての表3～表5を提示する<sup>16)</sup>。

表3：第3歩兵連隊、第8歩兵連隊、及び第22歩兵連隊所属将校（1713年）

Tabelle 3: Die Offiziere des 3, 8, und 22. Infanterie-Regiments 1713.

役職	第3歩兵連隊		第8歩兵連隊		第22歩兵連隊	
	定数	貴族	定数	貴族	定数	貴族
連隊長	1	1	1	1	1	1
大隊長	4	4	4	4	4	4
中隊長	9	7	11	9	6	5
中尉	12	9	4	3	18	9
少尉	-	-	11	5	-	-
総計	26	21	31	22	29	19

表4：東プロイセン第2、西プロイセン第2、及びコルベルク歩兵連隊所属将校（1808年）

Tabelle 4: Die Offiziere des Ost-Preuß. 2, West-Preuß. 2, und Kolberg Infanterie-Regiments 1808.

役職	東プロイセン第2		西プロイセン第2		コルベルク	
	定数	貴族	定数	貴族	定数	貴族
連隊長	1	1	1	1	1	1
大隊長	8	8	4	4	3	3
中隊長	14	14	17	17	16	16
中尉	5	5	11	11	9	9
少尉	39	30	42	40	43	37
総計	67	58	75	73	72	66

表 5 : クールマルク後備第 1 及び第 3 歩兵連隊所属将校 (1814 年)

Tabelle 5: Die Offiziere des. 1 und 3. Kurmärkischen Landwehr-Infanterie-Regiments 1814.

役職	クールマルク後備第 1		クールマルク後備第 3	
	定数	貴族	定数	貴族
連隊長	1	1	1	1
大隊長	3	3	3	3
中隊長	9	5	9	4
中尉	12	1	13	0
少尉	34	1	32	0
総計	59	11	58	8

これらのデータ — 1808 年という改革直前のデータと改革後の 1814 年のデータ, 更に 1713 年のフリードリヒ=ヴィルヘルム一世時代のデータ — を合わせて検証すると, 一見, プロイセンの将校任用システムそれ自体が, フリードリヒ=ヴィルヘルム一世が「将校は貴族でなくてはならない」とした勅令以前の状態にもどったように見える。しかし, これは単純に身分差別を取り止めたから元の状態にもどったというわけではない。フリードリヒ=ヴィルヘルム一世の勅令には多くの貴族が封臣義務の復活として反対しているのだから, 1713 年のデータは「プロイセン貴族が軍隊に良い感情をもっていなかった時代のもの」とされる。これに対し, ハルデンベルクによる勅令発布が行われた 1810 年以降のデータがもたらす解釈は, 「プロイセン貴族にとって軍隊が死活的な収入源であった時代のもの」であるから, この両者のデータが数値的に同じ状況を呈したとしても, その内実が決して似たものであるはずが無いのである。このデータの細かい部分を検証してゆく事こそ, また, このデータに深く関与する部分を考慮に入れて分析することこそ, 軍制改革の将校任用に対する影響を考慮する事になるのである。勿論, 今回扱う事が出来たデータの量には限界があり, 更なるデータによってこの分析が修正される事は充分ありうることを, 前もって付言しておく。

まず, 1713 年の各歩兵連隊のデータと 1814 年の後備歩兵連隊のデータを照合するが, ここでわかるのは, 1713 年のデータにおいては, 中隊長(大尉)以上の士官のほぼ全てが貴族によって占められていることである。特に佐官以上は完全に貴族であり, この時代, 市民は昇進の限界が大尉であった事がわかる。これに対して 1814 年の後備歩兵連隊のデータは特に中隊長(大尉)で, 市民が多く進出している事がわかる。つまり, 18 世紀にはほぼ完全に中隊長(大尉)に貴族の所管であったものが, 19 世紀にはそのほぼ半分が市民の手に帰している事実があるのである。これは, 前論文で明らかになっている中隊長(大尉)に関する中間利得の収取において, 貴族に大きな影響を及ぼしている事がわかるだろう。また, 中尉以下の尉官は, ほぼ完全に市民の手に帰している。

1808 年のプロイセン軍士官名簿(Ranglisten)によると, 1806 年次のプロイセン軍には 60 個歩兵連隊, 53 個擲弾兵大隊, 24 個フューゲリア大隊, 1 個猟兵連隊があったことになっている<sup>17)</sup>。1814 年の後備歩兵連隊の中隊長中の貴族数を見ると, ほぼ半数の中隊長が市民出身の将校に率いられている。これを考慮し, 1 個歩兵連隊が 12 個中隊長で, 1 個歩兵大隊が 4 個中隊長で構成されている——つまり 1 個歩兵連隊は 3 個歩兵大隊で構成される——と仮定すると, 1806 年次のプロイセン軍歩

兵隊には合計 1040 の歩兵中隊があることとなり、この比率を適用するとその半数の 520 個中隊が市民に率いられている事になる。これと 1808 年次の歩兵連隊中の中隊長における貴族数を合わせて考えると、プロイセン貴族は、中間利得を収取可能な中隊長職のおよそ半分を奪われた形になる。勿論、1814 年のデータは後備歩兵連隊のものであり、前論文で指摘したように、貴族の称号であるフォン(von)をつけていても、それが貴族昇格者である場合が考えられるから<sup>18)</sup>、この比率はそのまま受け止められるものではないが、少なくともおよそ 30% の中隊長職を市民に奪われる形になったのではなかろうか。これは、プロイセン貴族の生存に大きな影響を及ぼさずにはいられなかったのではないかと推測され、それはおそらく正しいであろう。

また、単純に尉官の数を見ると、明らかに下級将校で貴族の数が減じており、改革の目的である将校身分差別撤廃がある程度の効果を収めたと判断でき、かつ、軍制改革に関する他の研究もそのように判断している。しかし、累進を重ねる事を基本とする将校職においては、下級将校になる事こそが上級将校職への登竜門であり、下級将校になれないことこそが、中小の貴族にとっては大きな打撃となっていることは疑いない。この事実と、上述した中隊長における貴族の数的減少をあわせて考えると、改革後のプロイセン軍においては、佐官以上に出世できる見込みのある者以外の貴族士官が入隊できなくなっているのではないかとと思われる。そしてそれこそが、中小貴族に対する改革のもっとも熾烈な影響であったと考えられる。また、問題はこれだけにとどまらない。軍制改革を扱う日本の諸研究では語られることが無かったが、この時期、前論文で示された将校給与も、改革に伴い減額の対象となっている。それについては、以下の表 6 にまとめた<sup>19)</sup>。

表 6 : 1806, 1808, 1837 年度の将校給与減額一覧

Tabelle 6: Offiziergenehmigungsverkleinerung 1806, 1808 und 1837

階級	1806 年まで	1808 年の変更	1837 年の変更
大尉	2282	歩 1360/騎 1474	歩 1200/騎 1300
少佐	2737	歩 2040/騎 2153	歩 1800/騎 1900
中佐	2944		
大佐	5054	歩 2833/騎 2946	歩 2500/騎 2250
少将	6000	3400T(旅団長+1360)	3000T(旅団長+300)
中将	7000	4533T(師団長+2720)	4000T(師団長+1200)

単位は Rt1(T)・ターラー

表 6 を見ても判るとおり、軍隊におけるポスト数の削減と共に、軍将校職によってそれまで貴族にもたらされてきた、重税と服従の代価としての高給も大きく減額されている。また、それまで中間利得の収取対象であった、兵員への給与(前論文表 3 内では中隊経営費として換算<sup>20)</sup>)も、一般義務兵役制の導入により、大きな減額を見込まれている。つまり、軍制改革は単純な、軍隊システムの改革それだけにとどまらず、プロイセン身分制、行財政・社会制度にまで影響を与え、それまでのプロイセンの社会構造さえ一変させかねない影響を内包するものであった。後の第 3 章でも述べる通り、重税による損失を補填するための将校としての収入が減り、その上将校への門さえ狭められ



るというのであれば、これは貴族に対して緩慢なる死を覚悟せよ、と言うに等しい。

確かに、プロイセン貴族はかなりの流動性を留保する社会階層であっただろう。しかし、ある社会階層が身分的・社会的に他の階層よりある程度の隔絶を為すためには、同時にある程度の閉鎖性をもその中に内包してはならない。その点で、貴族は血統という閉鎖性を保持する社会階層であるが、プロイセン改革派の行う改革は、貴族という血統的存在を、官僚や資本家に相似した、資格・能力・財力などによって他の社会階層より隔絶される、役職的存在へと変貌させんとするものであったといえる。そしてそれはもはや貴族と呼べるものではなくなっているのではなからうか。この点において、まさに、プロイセンにおける改革に対する「反動」とは、プロイセン貴族の生存をかけた闘争に他ならないと言えるのである。

こうした経過の中で、ルードヴィヒは、貴族の大部分を占める、中小貴族に対する改革の影響を考慮し、改革に反対の立場をとることとなる。彼と歩調をあわせたのは政治経済学者のアダム・ミュラーAdam Müllerで、ミュラーの改革派批判のうち、貴族と軍に関係する部分が彼に強い影響を与えた<sup>21)</sup>。興味深いのは、ミュラーもまたルードヴィヒや改革派官僚と同じ知的土壌に身を置いている<sup>22)</sup>。改革派は王妃のサロンなどに参加する多くのロマン主義者と活動を共にしていたが、改革派の主要官僚は、軒並みケーニヒスベルク大学のアダム＝スミス主義者、クリスティアン・ヤーコプ・クラウスChristian Jakob Krausの指導の下にあり、同時にカントの紹介に努めた前述のキーゼヴェッター教授の影響があった。改革派官僚たちはこの二人から、カント・スミス思想を受容し、それをプロイセン国家に反映せんとしていた。しかし、ルードヴィヒはこの流行する二つの思想のうち、カントの思想をキーゼヴェッターから受容したものの、スミスの思想については改革派のスミス理解が誤ったものであり、身分制においては貴族と平民とのバランスをとるべきである、との批判を展開していたミュラーと歩調を一にしていた。ルードヴィヒは彼と共に貴族の権利維持のための陳情書を作成し、身分的諸制度の承認、地域的自治の堅持、貴族の土地所有の保証を訴えている<sup>23)</sup>。

軍制改革への反対としては、次の二つが知られている。第一に、一般義務兵役制について、都市への徴兵制の拡大が都市の担税力を低下させる、という古代史学者マルクス・ニーブールの批判。第二にルードヴィヒによる身分制と伝統に基づく将校諸特権擁護である<sup>24)</sup>。しかし、ルードヴィヒの提起した反対は、直接的というよりは間接的なものに近い。彼はそれを推進する立場にあったナイトハルト・フォン＝グナイゼナウと、また、グナイゼナウと共通の友人であり、改革派官僚として行動していた大貴族、フリードリヒ・アブラハム・フォン＝アルニム及びその背後にいるシュタインと緊密に連絡を交し、改革に対する意見の交換を行っている<sup>25)</sup>。これは、ハルデンベルクの宰相就任後の諸政策でルードヴィヒが政治的活動に手を伸ばす必要が生じ、かつミュラーがハルデンベルクによってプロイセンから追放される1811年までの間については、ミュラーがその役割を担っていたからだと考えられる。また、当時のルードヴィヒの階級は少佐にすぎず、軍上層部に対しての表立った意見の表出が出来たとは考えにくく、更に軍制改革委員会の委員長から軍務省第一局長として、一貫して改革をその任としていたシャルンホルストなどとは、役職も権限も違うのである<sup>26)</sup>。

アルニムとルードヴィヒの論点は、やはり身分で、アルニムが重要官職の貴族による独占は禁止すべきである、という改革の基本的な考えを提示したのに対し、ルードヴィヒは「貴族は以前から体制に忠実であり、以前から官職を占め、以前から立法の権限を持っていた<sup>27)</sup>」として、貴族の

決闘権、立法権、官職独占権を肯定する立場にたっている。この論議にはシュタインも関係し、彼自身、「国家において地域、領地が決まった家系に占有される歴史はない<sup>28)</sup>」としてアルニムの側に立つ。この論争は、対フランス戦役の開始とルードヴィヒの出征によって、そしてその後のルードヴィヒの処遇によって中断されることになる。まずもって彼は軍人であり、1806年の対フランス戦役の戦後処理という任務があり、解放戦争においては後備軍(Landwehr)の動員を担当している。1806年の対フランス戦役に関してドイツ参謀本部が編纂した公刊戦史には、彼の署名入りの命令書が多数所収されている<sup>29)</sup>。

しかし、このアルニム、シュタイン及びグナイゼナウとの書簡の交換においては、後年ハルデンベルクに対したようなルードヴィヒの激しさを見ることはない。これは、国王側近政治の痛烈な批判者であり、プロイセン貴族を批判しつつも改革においては合議を基本として国家の全階層の同意を取り付けることに腐心したのがシュタインであったのに対し、官僚独裁を行い、批判していたはずの国王側近(Kabinetts)をも自らに取りこみ、反対者に対する強権政治を辞さないのがハルデンベルクであるという、対照的な改革実務者の姿勢によると思われる。

また、ルードヴィヒの改革派(もっと言えばハルデンベルク)に対する対応はアダム・ミュラーと共に行動した時も、そしてミュラーがハルデンベルクに追放された後も変る事がなかった<sup>30)</sup>。日本の改革研究では、ルードヴィヒとハルデンベルクとの対立は主として財政の見地から取り扱われたが<sup>31)</sup>、それは氷山の一角に過ぎず、ここまで述べてきたように、既に財政的に極度に追い詰められ、将校職という重要な収入源すら奪われた軍制改革後の状況、そしてそれに追い討ちをかけるようなハルデンベルクの政策こそが、まさにプロイセン身分制の根幹に関わる問題となっていたからなのである。

### 第3章 ハルデンベルクとマルヴィッツの相克

1810年10月、それまで財務相としてシュタイン政権下で活躍していたカール・フォン=ハルデンベルクは、プロイセン首相(Landesminister)に任じられると共に「全最高官庁制度の変革令」を公布し、自ら新たな役職として宰相(Staatskanzler)を創設した。そして宰相となって他大臣の国王に対する直属的地位を奪い、国王への独占的上奏権を確保し、改革の重要事項の決済を全て掌握した<sup>32)</sup>。これは、前任者(正確には前任者ではないが)シュタインが、合議を重視し失敗したのを受け、反改革派に対し有利に立つための方策であったとされる<sup>33)</sup>。

しかし、国王以外の者による独裁的な権力行使は、宮廷内の反改革派とプロイセン貴族を大いに刺激した<sup>34)</sup>。また、この独裁権力の最初の行使が貴族に対する課税の問題であった事が、前章までも示したとおり、貧弱な財政状況を慢性的に抱え、土地投機で危機に陥っていた中小貴族にとっては絶大な打撃であったため、大きな反響を呼び起こす。ハルデンベルクの改革は、まさに貴族との戦いそのものであるが、貴族がここまで激烈な反抗をするに至ったのは、既に限界に達していた貴族の財政状況が根底にあり、既得権益の喪失や自由主義への反動というだけで決して片付けられるものではないことは、既に見てきたとおりである。また、従来のプロイセン史の研究においては、18世紀以来、国王権力がクライス以上の範囲に権力を拡大し、クライス以下の範囲においては貴族

が権力を振るうという棲み分け論的な解釈が取られてきたが<sup>35)</sup>、前章までに見た国王権力の貴族への財政的重圧と、その財政的重圧の解決方法として軍の将校職を提示するという、等族としてあった貴族を国王に従属する勢力へと再編成する政策は、実質的にクライス以下の範囲においても国王の権力を浸透させていったと言える。その上でハルデンベルクが取ったこの政策は、国王権力のクライス以下の範囲に対する直接介入であり、プロイセン改革において、貴族がハルデンベルクの諸政策にあれほど抗したのは、その反動といえる。

このような経過の下に、ルードヴィヒがミュラーの行っていた純政治的局面だけでは改革の流れを押しとどめるには至らないと考えたのか、それまでの立場を変え、ハルデンベルクの政策に貴族を党派的活動に動員する事で対抗しようとしてゆく。改革に対する貴族たちからルードヴィヒが浮き上がってきた背景には、徹底したハルデンベルクに対する批判的態度と、反改革行動に必ずといってよいほど関係している事、ハルデンベルクのそれらに対する制裁にも意見を曲げなかった事などが挙げられるだろう。ルードヴィヒは、ハルデンベルクの宰相独裁についても諸政策に付いても即日の批判を行った<sup>36)</sup>。大貴族たる自身の交友の広さを基盤とした、党派的活動を容易に行える素地を持ち<sup>37)</sup>、意見を変えて従う事は即ちそれまでのプロイセン貴族の歴史の否定である事が良く判っていたからである。また、身分的・職制的側面を考慮しても、少佐で発言権が低かったと思われる軍制改革よりも、大貴族であり、そしてそれによって当然ラントターク議員資格を保有していることから<sup>38)</sup>、軍制改革においては限られた発言権しか持たない立場であった以前と比べて、財政改革や土地改革での彼の発言・意見においては、それにかかなりの重みがついていたことは否定できない。

ハルデンベルクの改革、その嚆矢は1810年10月に公布された「財政勅令」に基づく新税制である。これは貴族に対する免税特権を廃止し、法の下での平等の名の下に、貴族に対する課税を市民と同程度の法的水準に引き上げるものであったとされる<sup>39)</sup>。しかし、これまでの日本における議論では、この免税特権の実態について言及されていない。これについては、プロイセンにおける免税特権の解釈にフランスのそれを横滑りさせたためなのか、改革を基本的に善とし、反動を基本的に悪とする対比の立場からか、あまり問題とはされていなかったようである。免税特権についても、確かに貴族は免税特権を保証され行使していたかもしれないが、第1章表2や前論文において示した内容を見るならば、免税特権がなければ貴族は崩壊の危険が増大することはすぐわかる<sup>40)</sup>。これは、プロイセンの基本政策が貴族の国王への従属化にあり、そのために貴族に対する重税が課され、従属化の締めくくりとして将校職の提示があった。優遇策を奪った上に更に重税を課す事は即ち、既に貴族の貧困化が深刻化していたプロイセンにおいて、更に貧困化を推進する事が明白と感じられていた<sup>41)</sup>。つまり、貴族の反動が起こる事は何ら不思議ではなく、貴族の生存そのものに関与するからそれが成功したといえる。

この流れの中におけるルードヴィヒのハルデンベルクに対する闘争はどのようなものであったのだろうか。ルードヴィヒのハルデンベルク批判は終始一貫したものであった。ハルデンベルクの宰相就任と共に即座に始まり、それは演説内容に対する即日の反論、王や貴族に対する意見交換を求める多数の書簡という形で現れてくる<sup>42)</sup>。改革の流れの中でルードヴィヒが大きく浮上してくるのは、ハルデンベルクに対する批判的態度の徹底的な貫徹によるが、それをハルデンベルクがどれほど苦々しく思っていたかは、ルードヴィヒが主として副署人として帝国伯爵フォン＝フィンケンシュタイン Friedrich Ludwig Karl Reichsgraf von Finckenstein の下で活動していたにもかかわらず、

彼を 1811 年 6 月 31 日付の内局命令(Cabinetsordre) でシュパンダウ要塞にフィンケンシュタインと共に収監し事例を挙げれば充分だろう。ハルデンベルクがこの若い貴族軍人をここまで敵視したのは、何よりも彼が自身に対する最も強硬な敵対者と認めたからである。末川清氏はシュパンダウ収監命令をハルデンベルクの一つの(部分的な)勝利として位置付けているが<sup>43)</sup>、この強硬な反対者は、それによって自説を曲げる事など考えもしなかったのである。

直接的にシュパンダウ要塞に収監される原因となったと思われる、1811 年 2 月 23 日、及び 6 月 28 日のハルデンベルクの演説に対する即日の批判は、かなり激しく行われた。まずルードヴィヒは、ハルデンベルクの政策に対する批判を展開する前に、プロイセンにおける貴族のこれまでに果たしてきた役割を再確認すると共に、王制に対する貴族の崇敬と守護を説き、その歴史から国民(Nation)が自分たちを政治から排除しようとする意思を批判する<sup>44)</sup>。そしてその批判の上に、6 つの前提を掲げた。

- ① 国家の住民(Einwohner des Staats) の個人的自由によって生ずる力の自由な成長と使用を可能にするにあたってはそれが別なものによって妨げられることがあってはならない事
- ② 自分たちを反動派として一括りに扱おうとするが、それは一面的な理解に過ぎない事
- ③ 法に服従する事を前提に平等が保証され、正義が厳格に取り扱われる事
- ④ 功労者に対してどのような条件が当てはまるのか熟慮すべき事
- ⑤ ハルデンベルクが行おうとしている改革の内容は、シュタインがそれを採用しなかったほどのものである事
- ⑥ それをハルデンベルクがあえて行わんとしている事  
というものである<sup>45)</sup>。

この前提に立って、ルードヴィヒは更に批判を展開する。都市とラントの平等化を推進するのであれば、当然消費税は種類の固定が提起されるのか。御璽勅令は増発されるのか。貿易の自由化に伴う貴族の権利の侵害においてはそれが無くなるのか。それに対する保証のために法整備が行われるのか。そしてこの中で最も批判の対象となっているのが、地租と軍税の問題であった<sup>46)</sup>。

第 1 章表 2 のごとく、軍税は、地代・基本税などの恒常的出費を除けば、最も多くの臨時の金銭出費であった。特にフランスとの対立から開戦に、そしてハルデンベルク就任からその後のウィーン会議に至るまでの 11 年間は、恒常的に徴税されており、また額も出費総額の第 2 位で、この出費がなければ年平均収入がおよそ 10 倍になるであろう事を考えるとかなりの出費額になる。また、基本税も、ハルデンベルクが財政勅令を出した 1811 年以降増大しており、既に限界に瀕していたプロイセン貴族の財政は、更なる悪化を余儀なくされるものであった。

ハルデンベルクは、ルードヴィヒに批判された 1811 年 2 月 23 日演説において、臨時税である軍税を廃止する代わりに、恒常税である直接税を課し、更にその直接税の税額を算出するために検地(Maßstabe)を行うと述べた<sup>47)</sup>。これはルードヴィヒにとっては新しい増税、それも完全に貴族を標的にしたそれと認識された。直接税の税額算出のための基準値となる土地価格が、土地からの収入が向上していないにもかかわらず、土地投機により上昇しているが故に、課税額もそれに比例するからである。

ルードヴィヒは強い口調でそれに反駁する。軍税の完全廃止ではなく、直接税よりも多くならぬようにすべき事、騎士に影響が無いように土地台帳を作成する事、課税は今までと同じ形になるよ

うに、都市との平等化を持ち出すのであれば、都市に対する手当て制度と同様のものを不動産税においても類別可能なものに対して当てはめる事である。更にルードヴィヒは、ハルデンベルクが一つの目標として掲げた都市とラントの平等化(農奴解放を含む)を、貴族に対する新しい課税を可能にする状況の設定と位置付け、貴族に対する課税のために共有地の分割や農奴解放を言い出したのではないかと批判するのである<sup>48)</sup>。

この強硬な批判、特にハルデンベルクが演説を行うごとに即日の批判を行うというルードヴィヒの姿勢が、当然ながらハルデンベルクの制裁を呼んだ。それが前述の1811年6月31日付けで公布された内局命令によるシュパンダウ要塞への禁固命令であり<sup>49)</sup>、このためにルードヴィヒは一ヶ月の間、フィンケンシュタインと共にシュパンダウ要塞に収監されることとなる。ハルデンベルクの命令は反対派の掃蕩の一翼を担うもので、ミュラーについても、この前月にオーストリアへの追放を行っていた<sup>50)</sup>。特に注目されるのが、ハルデンベルクの制裁が内局命令の形式を取っていることで、この内局こそは、シュタインを初めとする改革派自身が、国王寵臣による政治の壟断を招き、諸大臣の名誉心を著しく傷つけ、彼らの義務遂行の意識を低下させることになると痛烈に批判していた対象であった<sup>51)</sup>。ハルデンベルクの宰相就任の最大の収穫は、この内局を自らに取りこむことに成功したことであると共に、改革が中途半端なものに終わった原因の一つにも、自身が最も批判していた対象の持つ力を利用して独裁的政治体制を取ったハルデンベルクに対する批判があったのだろうと思われる。

ルードヴィヒはおよそ一月の間、シュパンダウ要塞に禁固されるが<sup>52)</sup>、彼のハルデンベルク批判はそれで終わる事などなかった。出所すると同時に彼は、ハルデンベルクの演説に対する即日批判を再開したのである<sup>53)</sup>。しかし、既に強くハルデンベルクに疎まれていた彼に味方する者は少なく、また、ナポレオンのロシア遠征に対するプロイセン軍の派遣という事情もあり、またも戦争によって彼の批判は中断を余儀なくされてしまう<sup>54)</sup>。戦争が終わると、ルードヴィヒはウィーン会議への出席を命じられた。そしてその後は領地にて待命という立場に置かれる。ハルデンベルクは、この強硬な反対者を中央に戻すつもりはなく、またそうしたのである。以後、ハルデンベルクの亡くなる1822年以降まで、彼はプロイセン政界から遠ざかり、ラントタークでのグーツヘルとしての活動を主にするようになってゆくのである<sup>55)</sup>。

1824年、ベルリンに戻ったルードヴィヒは、一定の成果を得つつも議会の反発で消し去られたハルデンベルクの諸立法が、これから拡大してゆくであろう自由への動きの中で再燃することをおそらく十分に予測していただろう。確かにハルデンベルクの諸立法は、国王が選んだ地主階級を基礎とする議会に否決されたが、プロイセンでの権力者がハルデンベルクの官僚独裁主義によって貴族から官僚に移行するのは明らかであり、かつまた、その素地は既に整えられていたのである<sup>56)</sup>。

この動きを当然予測していたであろうルードヴィヒは、この動きに対し、自ら属する貴族、そして軍人というカテゴリを上手く利用しつつ対抗しようとしたのではないか。1848年のベルリン3月革命とそれ以降の反動派の中に、確かにその影響を受けたと思われる人物たちを見出せるのである。それだけではなく、貴族の一つの理想を追い求める彼の考えは、19世紀ドイツに決定的な影響すら与えた可能性がある。それには、ハルデンベルク死後のルードヴィヒの行動と、ルードヴィヒ死後の彼の影響について見てゆく必要がある。

## 終わりに代えて

テオドール・フォン＝ショーン Theodor von Schön が、ルードヴィヒについて述べている。曰く「マルヴィッツの思想はその時代においては奇妙なものとして理解されたが、マルヴィッツの思想と保守派の現実的行動の間に関係はない」と<sup>57)</sup>。この見解は確かに短期的には正しいように見えるが、長期的には正しくない。ルードヴィヒが改革そのものにおいて影響力を行使できなかったのは、まさにハルデンベルクがそれを阻んだためである事と、何よりも彼が軍人であり、改革の重要な項目が審議にかけられていた期間に対ナポレオン戦争に手を取られたためである<sup>58)</sup>。故に、長期的な視点で見ると、ショーンの述べた事とはまったく正反対の彼がもたらした影響を見る事が出来るのである。

プロイセン諸改革に対して貴族がどう対応するべきかについて、ルードヴィヒの考えは、かなり明確に変更されている。この観点でルードヴィヒの行動を追ってゆくと、彼の活動領域の大きな変化と密接に関連している事がわかる。ハルデンベルクに対抗していた時の彼の活動領域は、軍隊と国政であったが、ハルデンベルクに中央から追いやられて以来、彼は基本的にラントタークを中心に活動し、それを通して王との密接な関係を築く事を目的とするようになる。ハルデンベルクの死後、王との書簡の遣り取りが行われている。ハルデンベルク在任中は、王に対する上奏は全てハルデンベルクを介する必要があるために無視されたのであろう。しかし、彼の後継者であるフォス Otto von Voß にはそれが出来なかった。大貴族マルヴィッツ家の当主であり陸軍中將である人間を無視できるのはハルデンベルクの他になかったのである<sup>59)</sup>。

この活動の変化には、どうあっても改革が進行してゆくのであれば、貴族の改革や自由化に対する対応としては、それまで彼が考えていたような権利の保持よりはむしろ、生存そのものにならざるを得ないという判断があった。ルードヴィヒはその判断の下、ラントタークで大きな影響力を行使できる大貴族という自身の出自を使い、王と貴族への活動を開始する。彼は貴族の生存を最大の目的とした上で、それまでの権利の保持という主張を踏まえ、更に新しいプロイセンにおいて貴族が生存するためには、市民との対立関係を解消し、また、これまで歴代のプロイセン王が進めてきた、貴族の王への従属化政策を利用する形で、貴族は一人残らず官僚もしくは軍人になるべきであると、そのためにはベルリンにおける貴族の居住環境を整備する必要があり、図書館、教会、要塞を整備するべきであるとする<sup>60)</sup>。

特に注目されるのは、ルードヴィヒが皇太子(後のフリードリヒ＝ヴィルヘルム4世)と密接な関係を構築するのに成功していたことである。これについては皇太子との書簡の遣り取りとルードヴィヒの墓碑銘を起案したのが皇太子であったことから明らかである<sup>61)</sup>。こうした、ルードヴィヒとプロイセン上層階級との遣り取りは、後に1848年の3月革命の前後にフリードリヒ＝ヴィルヘルム4世の側近集団として国政に関与したカマリラ(Kamarilla)に強い影響を与えている。カマリラの中心人物レオポルド・フォン＝ゲルラッハ Carl Friedrich Leopold von Gerlach はルードヴィヒに強く私淑していたし<sup>62)</sup>、彼の下で軍事内局を支配するエドヴィン・フォン＝マントイフェル Edwin Freiherr von Manteuffel は「ハルデンベルク的なプロイセンの知的土壌及び文書類をその意向によって配置することは変更されねばならない」と述べ、ハルデンベルクへの評価を改めるべきではないかとし、ルードヴィヒを評価している<sup>63)</sup>。また、1850年以降、カマリラとマルヴィッツ家(当時

の当主はルードヴィヒの四男ベルンハルト。長男から三男は夭折)の接触が確認されるようになるのである<sup>64)</sup>。

また彼の影響はカマリラだけに留まるものではなかった。19世紀ドイツの知識階級にもルードヴィヒの影響は如実に現れているのである。まず、軍制改革に委員として参与した古代史学者のマルクス・ニーブール Marcus Niebuhr は、歴史学者レオポルド・フォン＝ランゲ Leopold von Ranke との往復書簡で、ルードヴィヒに関する話題を持っている。その中でニーブールは、プロイセンでハルデンベルクの自由主義とマルヴィッツの保守主義の相克があったとし、それはそのまま官僚支配原理とマルヴィッツ的支配体制原理に対応し、改革の流れの中で、ルードヴィヒは集団としてのエートスの存在を提示したとする<sup>65)</sup>。それに対してランゲもまたルードヴィヒを評して、プロイセンには確かに「マルヴィッツ的なもの」が存在すると述べているのである<sup>66)</sup>。

知識階級のルードヴィヒに対する評価はこれだけに留まらない。プロイセン学派の巨頭、ドロイゼンは貴族の新しい定義をルードヴィヒが行ったとし、このように述べている。曰く、「プロイセンのユンカーであるだけでは貴族であるのに充分ではなく、愛国者及び軍国主義者である事が必要であり、これらの定義はマルヴィッツによるのである」と<sup>67)</sup>。

ドロイゼンがこのように述べているように、新しいドイツ国民国家がプロイセンを基盤として成立する事がほぼ確実である以上、その国家においてはプロイセンの国家制度がそのまま援用されるのであり、その国家における貴族の定義をルードヴィヒの思想に求めるという形で、19世紀ドイツの思想家たちはルードヴィヒの影響を如実に受けたのである。テオドル・フォンターネ Theodor Fontane とアドルフ・スタール Adolf Stahl はその新しいドイツ国民国家における貴族の定義に関する論争の中でルードヴィヒがかなりの重要性をもっている事を指摘し、ドイツにおける国民化の時代に彼が与えた影響を評価している。そして何より、彼らのその論争はルードヴィヒの25回忌の場から始まっているのである<sup>68)</sup>。

こうした知識階級のルードヴィヒに対する姿勢は歴史学にも影響を与えている。貴族に対する研究の方法論確立はまさにこの時代に行われ、それは現代に至るまで続いている。これは以下のように定義された。

- ① 政治的・歴史的メンタリティーを重視する
- ② 社会史的背景からその実像を抽出する
- ③ 家門形成史
- ④ 1848年を終点とする、貴族を敵視する自由主義者と地方的でも社会的でもない構造下の貴族を対立軸とした、プロイセン改革年代に対する研究

である<sup>69)</sup>。

このように、フリードリヒ・アウグスト・ルードヴィヒ・フォン＝デア＝マルヴィッツという人物は、18世紀までの歴史に立脚するプロイセン貴族が生んだ思想的結実であると共に、少なくとも19世紀前半のプロイセン保守派に影響を与え、19世紀以降、新しいドイツ国民国家における貴族の定義の希求に対して最大の影響力を発揮した人物なのである。

## 注

\*本稿においてはエヴァルト・フリーEwald Frie, フリードリヒ・モイゼル Friedrich Meusel の多くの論考に拠った。このため、以下の論文・著作を略記する。

## ■Ewald Frie :

- Frie, Ewald, *Preußische Identitäten im Wandel [1760-1870]*, in: *Historische Zeitschrift [HZ]* Band 272. 2001 S.353-375.(以下, Frie 2001a と略記)
- Frie, Ewald, *Friedrich August Ludwig von der Marwitz:1777-1837,Biographien eines Preußen*, Padarborn, München, Wien, Zürich, Essen,Univ.,Habil-Schr.,2001 (以下, Frie 2001b と略記).

## ■Friedrich Meusel :

- Meusel, Friedrich, *Die Besoldung der Armee im alten Preußen und ihre Reform 1808*. Aus Marwitz' Memoiren, in: *Forschungen zur brandenburgischen und preußischen Geschichte [FBPG]* 21, 1908, S.243-249.(以下, Meusel 1908a と略記)
- Meusel, Friedrich, *Ranke und Marwitz*, in: *Forschungen zur brandenburgischen und preußischen Geschichte [FBPG]* 21, 1908, S.250-252.(以下, Meusel 1908b と略記)
- Meusel, Friedrich, *Friedrich August Ludwig von der Marwitz*, Band1 Berlin 1908 (以下, Meusel 1908c と略記).
- Meusel, Friedrich, *Friedrich August Ludwig von der Marwitz*, Band2 Teil.1 Berlin 1913 (以下, Meusel 1913a と略記).
- Meusel Friedrich, *Friedrich August Ludwig von der Marwitz*, Band2 Teil.2 Berlin 1913 (以下, Meusel 1913b と略記).

- 1) 大藤慎司・池谷文夫「18世紀から19世紀初頭のプロイセン貴族」茨城大学教育学部紀要(人文・社会科学, 芸術) 第55号, 平成18年3月, 47-61頁(以下大藤・池谷2006と略記)を参照。
- 2) Martiny, Fritz, *Die Adelsfrage in Preußen vor 1806*, Stuttgart 1938. S.31ff.
- 3) Frie 2001b,S.137.
- 4) Vgl.Göse, Frank, *Zur Geschichte des neumärkischen adels im 17./18. Jahrhundert - Ein Beitrag zum Problem des ständischen Regionalismus in: Forschungen zur brandenburgischen und preußischen Geschichte [FBPG] NF7,1997, S.1-48;*  
<http://www.vondermarwitz.com/>
- 5) フリードリヒ・アウグスト・ルードヴィヒ・フォン=デア=マルヴィッツに関しては以下の著作がある。
  - Frie Ewald, *Preußische Identitäten im Wandel [1760-1870]*, in; *Historische Zeitschrift [HZ]* Band 272, S.353-375.
  - Meusel Friedrich, *Friedrich August Ludwig von der Marwitz*, Berlin 1908-1913 [Band1,2].
  - Frie Ewald, *Friedrich August Ludwig von der Marwitz:1777-1837,Biographien eines Preußen*, Padarborn, München, Wien, Zürich, Essen,Univ.,Habil-Schr.,2001.  
人物・略歴等については  
[http://de.wikipedia.org/wiki/Friedrich\\_August\\_Ludwig\\_von\\_der\\_Marwitz](http://de.wikipedia.org/wiki/Friedrich_August_Ludwig_von_der_Marwitz) を参照。
- 6) Frie 2001b,S159f. 当時, 陸軍少将に任官した際の平均年齢は51歳7ヶ月(軍歴平均36年9ヶ月)であるが, ルードヴィヒは39歳(軍歴27年)で任官している。
- 7) [http://www.lexikon-deutschegenerale.de/m\\_pr.html](http://www.lexikon-deutschegenerale.de/m_pr.html) 及び Meier, Ernst von, *Französische Einflüsse auf die Staats- und Rechtsentwicklung Preussens im XIX.Jahrhundert*, 1908, S.34.
- 8) <http://www.vondermarwitz.com/html/geschichte.html> 及び  
[http://de.wikipedia.org/wiki/Friedrich\\_August\\_Ludwig\\_von\\_der\\_Marwitz](http://de.wikipedia.org/wiki/Friedrich_August_Ludwig_von_der_Marwitz) . マルヴィッツの名は封土の名前が Dorf Marwitz (現ポーランド領 Marwice)であったことに由来する。
- 9) 彼の最初の妻, プリュール伯爵令嬢フランツィスカは, 後にマリー・フォン=クラウゼヴィッツとなるプリュール伯爵令嬢マリーの妹にあたる。1803年に結婚したが, 翌年, 産褥熱で死亡。Meusel 1908c, S. 736. : パレット前掲訳書151頁。尚, ルードヴィヒは1809年にモルトケ伯爵令嬢シャルロッテと再婚。



- 10) [http://de.wikipedia.org/wiki/Heinrich\\_von\\_Kleist](http://de.wikipedia.org/wiki/Heinrich_von_Kleist) 及び <http://www.familie-von-kleist.de/>
- 11) ピーター・パレット著/白須英子訳 『クラウゼヴィッツ「戦争論」の誕生』(中央公論社 1991) 212-214 頁.
- 12) [http://de.wikipedia.org/wiki/Ludwig\\_Achim\\_von\\_Arnim](http://de.wikipedia.org/wiki/Ludwig_Achim_von_Arnim) 及び Nitschck, Wolf, Adolf Heinrich Graf v. Arnim-Boitzenburg (1803-1868) *Studien und Texte zur Erforschung des Konservatismus*, Band 5, Berlin 2004, S.41ff.なお、フリードリヒ・アブラハム・グラーフ＝フォン＝アルニムは彼個人としてよりはむしろ、1848年革命に直面したプロイセン首相、アドルフ・ハインリッヒの父親として知られている。
- 13) ヴァルター・ゲルリッツ著/守屋純訳『ドイツ参謀本部興亡史』(学習研究社 1998年)を参照。
- 14) Craig, Gordon A., *The Politics of the Prussian Army, 1640-1945* (Oxford, 1956), S.43. 英訳をあげておく。  
A claim to the position of officer shall from now on be warranted, in peace-time by knowledge and education, in time of war by exceptional bravery and quickness of perception. From the whole nation, therefore, all individuals who possess these qualities can lay title to the highest positions of honour in the military establishment. All social preference which has hitherto existed is herewith terminated in the military establishment, and everyone, without regard for his background, has the same duties and the same rights.  
尚、クレイグはこれを Conrady, E. von, *Leben und Wirken des Generals C. von Grolman* (Berlin, 1894-6), i. 159-162. 並びに Demeter, Karl, *Das deutsche Heer und seine Offiziere* (Berlin 1930)p.15 から引いている。
- 15) 末川清『近代ドイツの形成』(晃洋書房 1996)132 頁。
- 16) 表3はフィリップ・ヘイソーンズウェイト著/稲葉義明訳『フリードリヒ大王の歩兵 鉄の意志と不屈の陸軍』(新紀元社 2001)21-43 頁及び <http://home.foni.net/~adelsforschung/adel5.htm>, <http://home.foni.net/~adelsforschung/adel6.htm> より作成。表4は Hahlweg, W., *Rangliste der Königl. Preußischen Truppen von 1808*, Osnabrück 1972 S.31, 39, 43.より作成。表5は Frie 2001b,S.206f.より作成。
- 17) Hahlweg.a.a.O.S.Einleitung.
- 18) 大藤・池谷 2006 を参照。
- 19) Meusel 1908a,S.518.,Meusel 1908c,S.248f.
- 20) 大藤・池谷 2006 を参照。
- 21) アダム・ミュラーとルードヴィヒの関わりに付いては、日本では原田哲史著『アダム・ミュラー研究』(ミネルヴァ書房 2002)10 頁。ドイツでは Meusel 1913a.S.252ff.
- 22) 原田, 前掲書序章参照。
- 23) Meusel 1913a,S.252ff.
- 24) ニーブールの批判については、日本では『歴史群像シリーズ 48 ナポレオン(戦争編)』(学習研究社 1996) 135 頁の末川清氏担当部分にて紹介されている。
- 25) グナイゼナウとの書簡の遣り取りに関しては Meusel 1913b,S.481ff. アルニムとの書簡の遣り取りに関しては Frie 2001a,S.364f;Meusel 1913b,S.190ff.
- 26) シャルンホルストの経歴については <http://de.wikipedia.org/wiki/Scharnhorst> を参照。
- 27) Frie 2001a, S.365.
- 28) Frie 2001a, S.365.
- 29) Vgl.Großer Generalstab, (Hg.), *1806 Das Preußische Offizierkorps und die Untersuchung der Kriegsergebnisse*, Berlin 1906.
- 30) 後述第3章参照。
- 31) 末川, 前掲書 104-109 頁.
- 32) 末川, 前掲書 97 頁.
- 33) 末川, 前掲書 97 頁.
- 34) 1810年10月を機に、ルードヴィヒはミュラー、フィンケンシュタインらと積極的な書簡交換を開始して

- いる。Vgl.Meusel 1913a.また、同年 11 月 2 日には早くもフィンケンシュタインと新法に対する抗議を行っている。Meusel 1913a, S.169ff.
- 35) 末川, 前掲書 47-48 頁.
- 36) Vgl.Meusel 1913a; Meusel 1913b.
- 37) Vgl.Meusel 1913a; Meusel 1913b; Frie 2001b.
- 38) Vgl.Meusel 1913a; Meusel 1913b.
- 39) 末川, 前掲書 106 頁.
- 40) 日本ではハルデンベルクの税制改革については論じられるが、その対象となるプロイセン貴族の免税特権の内訳や収支状況の研究は殆どない。対してドイツでは多面的検証の上で貴族・改革の実像を検証する動きが現在生じている。末川, 前掲書第一部, 大西健夫著『ハルデンベルク租税改革とプロイセン国家財政再建』(早稲田大学出版部 1978)参照。Vgl.Frie 2001b; Nitschck.a.a.O; Göse2005.
- 41) Martiny.a.a.O., S.71.
- 42) Meusel 1913a, Inhalt; Meusel 1913b, Inhalt
- 43) 末川, 前掲書 106 頁. 帝国伯爵 (Reichsgraf) フォン=フィンケンシュタインは 1808 年に導入されたばかりの州県制における県長官 (Regierungs=Präsident : 元来は軍御領地財務省) で, E.R.Huber の分類によれば, 改革に対する反対二派の一つ, 旧等族反対派 (Altständische Fronde) の中心人物の一人。Huber, E.R, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit.1789*, Bd.1. S.137. Meusel 1913a, S.171. フィンケンシュタイン自身の反改革の動きもかなりの歴史がある。彼は早くも 1791 年に一般ラント法に対して等族委員会を設立した上で修正案を突きつけている。Martiny.a.a.O., S.26.
- 44) Meusel 1913b, S.101.
- 45) Meusel 1913b, S.103f.
- 46) Meusel 1913b, S.105ff.
- 47) Meusel 1913b, S.134ff.
- 48) Meusel 1913b, S.106.
- 49) Meusel 1913b, S.47.
- 50) 原田, 前掲書 11, 165 頁.
- 51) 末川, 前掲書 47 頁, Rosenberg,a.a.O., S.194f.
- 52) 彼のシュパンダウ要塞への収監期間は日記によると 1811 年 6 月 31 日から 8 月 2 日まで。Meusel 1913b, S.18ff.
- 53) Meusel 1913b, S.117ff, 143ff.
- 54) 1813 年からの解放戦争 (Befreiungskriege) のために彼は動員を担当することとなり, それについての業務をこなしつつの抗議活動だった。後, ブランシュヴァイク公の下に派遣。百日天下ではリニー・ナミュール間に第 8 槍騎兵連隊連隊長として出征。以後のウィーン会議に出席を命じられる。Meusel 1913b, S.210ff ; Frie 2001b, S.204ff.  
[http://de.wikipedia.org/wiki/Friedrich\\_August\\_Ludwig\\_von\\_der\\_Marwitz](http://de.wikipedia.org/wiki/Friedrich_August_Ludwig_von_der_Marwitz)
- 55) Vgl.Meusel 1913b, S.233ff.
- 56) 官僚の任用が試験制に切り替わったのが 1770 年, 将校は前述の通り 1808 年。阪口, 前掲書第 5 章, 飯田, 前掲論文 69 頁.
- 57) Frie 2001a, S.369.
- 58) 彼の出征期間は 1806-9 年及び 1813-16 年になる。Vgl. Meusel 1913a; Frie 2001b,S.172ff.
- 59) ルードヴィヒの王族への直接書簡は 1823 年に再開している。Meusel 1913b, S.285ff.これは彼の活動領域がラントタークから州議会 (Provinzial=landtag) へ移行したためでもある。Meusel 1913b,S.342ff.
- 60) Frie 2001a, S.365f.
- 61) Meusel 1913b, S.285ff, 434ff;  
[http://www.preussenchronik.de/person.jsp?key=Person\\_Friedrich+Ludwig+August+von+der\\_Marwitz](http://www.preussenchronik.de/person.jsp?key=Person_Friedrich+Ludwig+August+von+der_Marwitz)

- 62) ゲルラッハはイエナ会戦にルードヴィヒの弟アレクサンドルの部下として従軍し、また、ルードヴィヒに軍法を教授されている。  
[http://www.preussenchronik.de/person.jsp?key=Person\\_Friedrich+Ludwig+August+von+der\\_Marwitz](http://www.preussenchronik.de/person.jsp?key=Person_Friedrich+Ludwig+August+von+der_Marwitz)  
[http://www.preussen-chronik.de/\\_/person\\_jsp/key=person\\_leopold%2Bvon\\_gerlach.html](http://www.preussen-chronik.de/_/person_jsp/key=person_leopold%2Bvon_gerlach.html)
- 63) Frie 2001a, S.369. 原文は Hübner, Rudolf, (Hrsg.), *Johann Gustav Droysen, Briefwechsel*, Bd.2. 1851-54 Osnabrück 1967 S.250ff; Meusel 1908b, S.250.
- 64) Frie 2001a, S.368.
- 65) Frie 2001a, S.368; Meusel 1908b.
- 66) Frie 2001a, S.368; Meusel 1908b.
- 67) Frie 2001a, S.369. 1852年2月3日付け、ドロイゼンからショーンへの書簡：Hübner.a.a.O.,S.61ff.
- 68) Frie 2001a, S.370.
- 69) Frie 2001a, S.370f; Spekuch, Hartwin, *Das preußische Herenhaus*. [Beiträge zur Geschichte des Parlamentarismus und der politischen Parteien, Bd.110.] Düsseldorf 1998, bes. S.43ff.

[本論文は大藤慎司が茨城大学大学院教育学研究科に提出した平成17年度修士論文に関わる研究の一部である。]